

第1章 第二次生物多様性いちかわ戦略について

1. 趣旨

1.1 策定の背景

- 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10：2010年名古屋市開催）において採択された「愛知目標」が2020年に期限を迎えたことから、2022年12月にカナダ・モントリオールで開催された第15回締約国会議（COP15）第2部において、2030年までの新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。
- これを踏まえ、国は、従来の「生物多様性国家戦略2012-2020」を改定し、2023年3月に、新たな「生物多様性国家戦略2023-2030」を公表しました。
- 本市にあっては、従来の「生物多様性いちかわ戦略（2014年（平成26年）3月公表）」に対し、約10年間の施策、取り組みの進捗状況、目標の達成状況等を整理し、新たな「生物多様性国家戦略2023-2030」を踏まえて、「第二次生物多様性いちかわ戦略」を策定しました。

1.2 戦略の目的

生物多様性は、生態系の多機能性を支える重要な要素であり、生物多様性の状態を良好に保つことは、私たちが生態系より様々な恵沢（生態系サービス）を享受できる状態になることを意味します。多様な生きものが生息・生育することで、生態系がバランスを保ち、その結果として豊かな自然との触れ合い活動や自然を楽しむ観光等が活性化し、地域の魅力向上が図られるなどして、人や社会が良好な状態（well-being）に保たれることが期待されています。

第二次生物多様性いちかわ戦略は、このような観点から、市川市域における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な事項を示しています。

※第二次生物多様性いちかわ戦略は、生物多様性基本法第13条（生物多様性地域戦略の策定等）に記載されるとおり、市の「生物多様性地域戦略」として位置付けられるものです。

1.3 戦略のポイント

- 本市の生物多様性を保全するためには、本市が先頭に立って関係施策等を推進することはもちろんのこと、市民、市民団体、事業者、教育機関等の多様な主体が、自らの役割を自覚し、相互に連携を図りながら、自発的に生物多様性保

全に係る取り組みを進めることが重要であり、第二次生物多様性いちかわ戦略は、そのための共通の指針となるものです。

○第二次生物多様性いちかわ戦略については、「生物多様性国家戦略 2023-2030」に明記された、2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、市川市域において、生物多様性・自然資本を守り活用するための施策、取り組みを効果的に推進するための方策を定めています。

1.4 目標とする時期

第二次生物多様性いちかわ戦略の遂行期間については、2026年度から2030年度までを短期目標とし、2050年度までを長期目標として設定します。

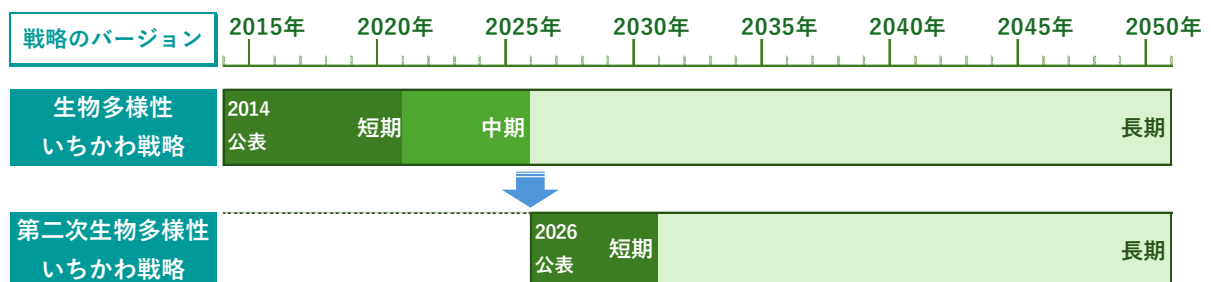


図 1-1 戦略の目標とする時期

2. 位置づけ

2.1 戦略の名称

「第二次生物多様性いちかわ戦略」とします。

※本書では、第二次生物多様性いちかわ戦略を「二次戦略」といい、2014年3月に策定した初版の生物多様性いちかわ戦略を「一次戦略」といいます。

2.2 戦略の対象地域

「市川市全域」とします。

※自然環境や生態系の単位は行政区域と一致しているわけではなく、複数の自治体にまたがるような広域的な課題も多くみられます。例えば、江戸川流域や三番瀬等については、広域的な戦略である生物多様性国家戦略（以下「国家戦略」という。）や生物多様性ちば県戦略（以下「県戦略」という。）に拠って関係機関と協議して対応します。

2.3 戦略の位置づけ

2.3.1 市の施策体系の中での位置づけ

二次戦略については、生物多様性基本法第13条（生物多様性地域戦略の策定等）に基づき策定されたものであり、改定された新たな生物多様性国家戦略2023-2030を基本として、市川市の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めています。

市においては、「市川市総合計画」や「市川市環境基本計画」が、二次戦略の上位計画に位置付けられています（p4 図1-2参照）。

表 1-1 市における「二次戦略」の上位計画の概要

名 称	概要と目標
市川市総合計画	<ul style="list-style-type: none"> 「市川市総合計画」は、長期的な将来展望に基づいて、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画です。 <div style="border: 1px solid #008080; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px; background-color: #e0f2f1;"> <p style="text-align: center;">将来都市像：いのちを尊び 知性と希望を育み 環境と共生して 和がつながるまち いちかわ ～住み続けたいまちを次世代へ～</p> </div>
市川市環境基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 市川市環境基本計画とは、市川市環境基本条例（平成10年7月3日条例第30号）に基づく本市の環境分野における総合的な計画です。 <div style="border: 1px solid #008080; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px; background-color: #e0f2f1;"> <p style="text-align: center;">基 本 目 標：みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ</p> </div>

その他、市が策定する様々な行政計画についても、生物多様性に対する配慮の観点から、二次戦略と整合を図っていきます。

図1-2に、これらの関係性について示します。

二次戦略については、各行政計画の中で個別に位置付けられている「自然」や「生物多様性」に関連する施策をネットワーク化し、一体的な推進体制を構築していく役割を果たすこととなります。

表 1-2 生物多様性いちかわ戦略の根拠法令

根拠法令	生物多様性基本法（平成 20 年 6 月 6 日法律第 58 号）
条文	<p>（生物多様性地域戦略の策定等）</p> <p>第 13 条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。</p>

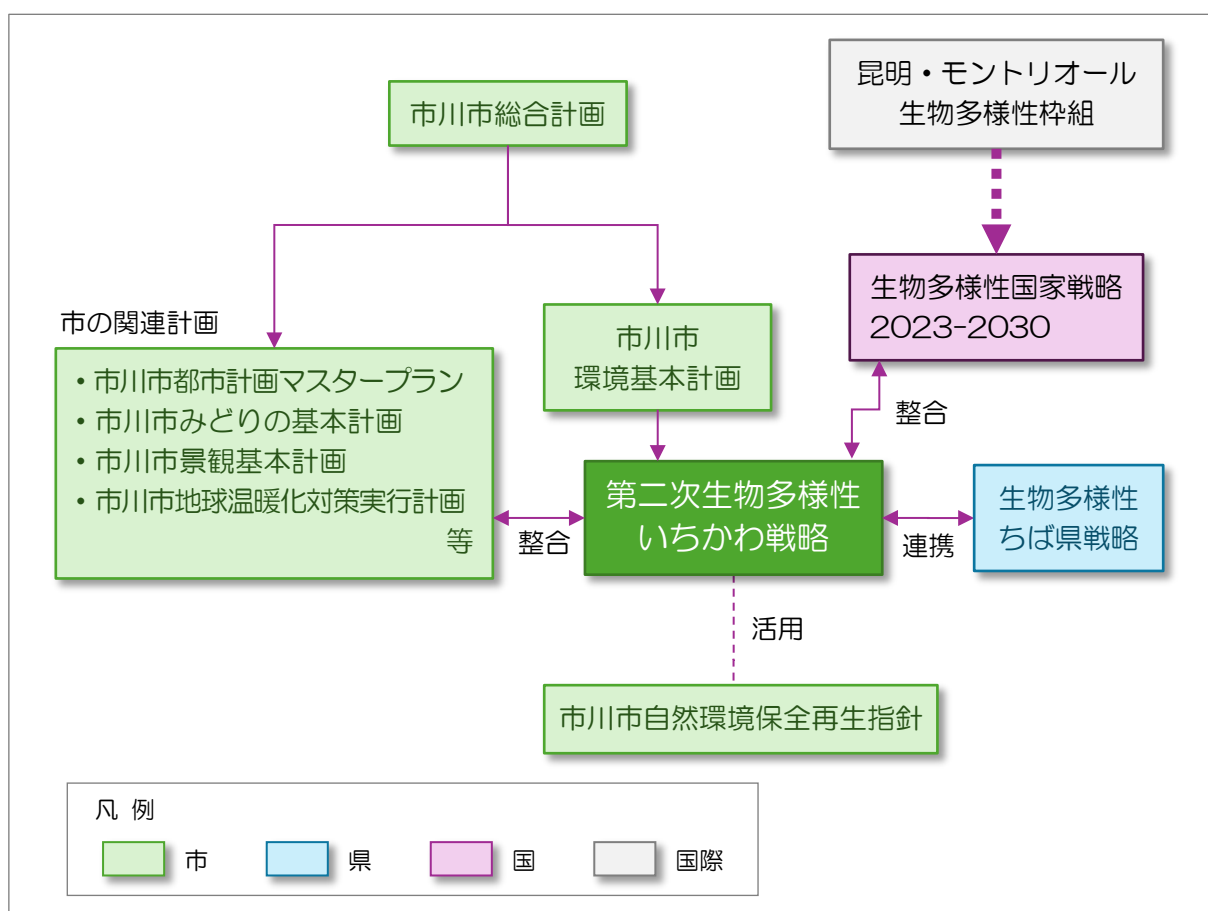


図 1-2 本計画の位置付け

2.3.2 市川市自然環境保全再生指針の活用

市川市自然環境保全再生指針は、専門分野の方から一般市民の意見までを広く取り入れ、市川市の自然環境の現状と課題を整理して、生態系とハビタット（生息・生育環境）単位で評価し、この結果をもとに自然環境を保全・再生していくための目標・方針・管理上の配慮事項をまとめています。

二次戦略においては、緑地や水辺などを保全・再生していくために活用していきます。

